

# 和歌山地方最低賃金審議会（第6回）資料目次

- 1 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）
- 2 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 3 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

令和2年10月26日

和歌山地方最低賃金審議会  
会 長 富山 信彦 殿

和歌山地方最低賃金審議会  
特別小委員会  
委員長 金川 めぐみ

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年10月12日、和歌山地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議した結果、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について審議することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 足立 聖子 金川 めぐみ 本田 壽秀

労働者代表委員 裏野 勝也 澤井 知博 濱地 正由

使用者代表委員 児玉 征也 野田 孝雄 原 康雄

（五十音順）

令和2年10月19日

和歌山地方最低賃金審議会

会長 富山信彦 殿

和歌山地方最低賃金審議会

和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 金川めぐみ



和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日和歌山地方最低賃金審議会において付託された和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	足立 聖子	金川 めぐみ	富山 信彦
労働者代表委員	遠藤 和也	岡野 俊也	柳谷 一幸
使用者代表委員	芹澤 全	橋本 剛治	和歌 哲也

(五十音順)

和歌山県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間949円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月30日

資 料
No. 3

令和2年10月19日

和歌山労働局長

池田真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会

会長 富山 信 彦



和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和2年8月21日付け和労発基 0821 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

和歌山県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（鉄素型材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間949円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月30日